

重層的支援体制整備事業について

1. 重層的支援体制整備事業について

江南市では「地域福祉計画」を策定し、また組織再編を行い、重層的支援体制の整備を行いました。しかし、予算上の取扱いや必須事業の取組みについて協議が必要であったことから『事業』としては未だ完成していません。

2. 重層的支援体制整備事業（必須事業）

(1) 包括的相談支援事業：法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号

事業	実施機関	運営形態	設置数	担当課
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センター	委託	3	地域ふくし課
障害者相談支援事業	社会福祉協議会	委託	1	地域ふくし課
利用者支援事業	市	直営	1	子育て支援課 健康づくり課
生活困窮者自立相談支援事業	社会福祉協議会	委託	1	地域ふくし課

(2) 地域づくり事業：法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号

事業	実施機関	運営形態	設置数	担当課
地域介護予防活動支援事業	市	直営	1	介護保険課
生活支援体制整備事業	社会福祉協議会	委託	1	地域ふくし課
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター	指定管理	2	ふくし支援課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	直営 +委託	3	子育て支援課
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	社会福祉協議会	委託	1	地域ふくし課

(3) 参加支援事業：法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号

実施機関	運営形態	設置数	担当課
社会福祉協議会	委託	1	地域ふくし課

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号

実施機関	運営形態	設置数	担当課
社会福祉協議会	委託	1	地域ふくし課

(5) 多機関協働事業：法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号

実施機関	運営形態	設置数	担当課
市	直営	1	地域ふくし課

3. 事業実施の意義（メリット）

①福祉分野に囚われない支援体制の充実化

例えば「包括的相談支援事業」であれば、市役所組織再編により市窓口では福祉分野に囚われない支援体制が確立しました。

しかしながら、現状の地域包括支援センターがその財源（国県補助）や規制等によって「介護保険の業務」のみしか取扱いできないように、縦割りが依然として残っています。

これらを『重層的支援体制整備事業交付金』として一括交付されることにより、その垣根を超えた支援体制の充実化を図ることができます。

②新たな機能に対する財源の交付

重層的支援体制整備事業のうち、新たな機能である『参加支援事業』『アウトリーチ等を通じた継続的支援事業』『多機関協働事業』は、財源が措置(*)されます。（*財源交付率 国 1/2、県 1/4、市 1/4）

4. 事業の開始

令和8年度から（令和8年4月1日から）

5. 今後の検討課題

①各必須事業の全メニューをどのように実施するか

例）障害・子育て・生活困窮分野における地域づくりの在り方

②各会議体の運営方法について

重層的支援会議・支援会議と、その他の分野における会議（生活困窮者自立支援法 支援会議、児童福祉法 要保護児童対策地域協議会、介護保険法 地域ケア会議）に重複する部分があるため、その運営方法について検討する

③予算への反映（事業実施）について

令和8年度当初予算への反映するため、既存事業の整理や新規事業の実施に向けた作業を進める

また国や県が発出している「重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」等を熟読し、江南市における予算への反映方法について検討する